

令和7年度タイ向け生果実輸出に係る事務手続きについて

令和6年9月
長野県農政部農業技術課

二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領（令和5年9月6日付け5消安第3182号）第2及び第3の規定により、生産園地及び選果こん包施設の登録に必要な手続きを以下のとおりと定めます。

1. 対象品目・申請受付期間

もも、さくらんぼ、ぶどう、なす	令和6年12月2日(月)～12月27日(金)
りんご、なし、かき、キウイフルーツ、いちご	令和7年5月1日(木)～5月30日(金)

2. 申請先：最寄りの県農業農村支援センター農業農村振興課

3. 申請に必要な書類一覧表

申請項目	生産園地		選果こん包施設		その他
	様式1号	長野県園地登録表	様式3号	標準作業手順書	自己診断 チェックリスト
<input type="checkbox"/> 園地・施設両方	必要	(包括申請の場合のみ)	必要	必要	必要
<input type="checkbox"/> 園地のみ	必要	(包括申請の場合のみ)	-	-	必要 ^{*)}
<input type="checkbox"/> 施設のみ	-	-	必要	必要	必要 ^{*)}

^{*)} 申請項目に関連する内容のみで結構です。

4. 申請項目別の主な申請『条件』

生産園地	<input checked="" type="checkbox"/> GAPを踏まえ、農薬適正使用する等の病虫害防除・栽培管理がなされること。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記実施状況について、生産者により生産園地の管理に係る記録が作成され、少なくとも2年間保管されること。
選果こん包施設	<input checked="" type="checkbox"/> 生果実の等級付け、選果こん包、病虫害被害果の除去等に係る標準作業手順書を有し、かつ、それによってタイが侵入を警戒する検疫対象病虫害の寄生果が混入しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 施設内に登録生産園地以外で生産された生果実がある場合は、タイ向けりんご等の生果実と物理的に隔離して保管できること。

5. その他の留意事項

- ・新規の場合はまず、最寄りの農業農村支援センターにご相談ください。
- ・相手国が設定する残留農薬基準値に配慮した農薬散布を行ってください。
- ・要領に基づく提出書類に加え、別途選果こん包施設の衛生証明書の取得が必要です。取得方法については、県農産物マーケティング室までお問い合わせください。